

回	日時	テーマ	場所	講師
	7月8日(日) 13:30 ~ 16:00	庶民信仰のすがた -重文・千住観音に込めた人々の願い-	御津町赤根百々 法住寺	御津町文化財審議会 会長 鈴木 光保さん
	7月21日(土) 13:30 ~ 15:30	地域と文化財 -上之郷城とその周辺-	蒲都市栄町 蒲都市民会館	愛知中世城郭研究会 奥田 敏春さん
	8月25日(土) 10:00 ~ 12:00 14:00 ~ 16:00	天平の里を歩いて 天平の文化を感じよう!	豊川市八幡町 三河国分尼寺跡史跡 公園および八幡宮、 国分寺跡	三河国分尼寺史跡公園 ボランティアガイドの皆さん
	9月8日(土) 13:00 ~ 16:00	山本勘助のヴェールを剥く <sup>は</sup>	豊橋市賀茂町 本願寺	郷土史家 山本 嵯一さん
	9月22日(土) 13:30 ~ 15:00	発掘調査にみる長篠城跡	新城市長篠 新城市鳳来開発センター	新城市教育委員会文化課 学芸員 岩山 欣司さん
	10月6日(土) 13:30 ~ 15:00	吉胡貝塚の縄文人	田原市田原町 田原文化会館	田原市教育委員会文化財課 学芸員 増山 禎之さん

東三河生涯学習連携講座  
「再発見!東三河の文化財」(全6回)  
東三河という地域が持つさまざまな魅力と課題を検証しよう!と、東三河の市町が一つになって企画した生涯学習講座です。今年度は「文化財」をテーマに行います。

対象 〓 なたでも 定員 〓

100名申し込み多数の場合は抽選。結果は全員に郵送。( 受講料

〓 無料 その他 〓 各回とも現地集合 / は午前の部と午後の部に分け

て開催

申し込み 〓 6月

15日(金) までに電

話にて

生涯学習課 23局3531 FAX 22局3811

### 田原市民公開講座

演題 〓 おしこの悩みで困っていませんか? おしこの出にくい、トイレに近い、もれる、日時 〓

5月19日(土)午後2時30分~午後4時 場所 〓 田原文化会館文化ホー

ル 内容 〓 排尿の『若返り』は可能か(男性編) / おしこが近いのを治

す方法とは(女性編) 講師 〓 大木隆弘先生(渥美病院泌尿器科部長)、

和志田重人先生(渥美病院泌尿器科) 参加料 〓 無料 申し込み 〓 不要

その他 〓 詳しくはお問い合わせください。

渥美医師会 29局0355



## 生活

LIFE

### 児童手当制度が改正されました

4月(6月支給分)から、支給月額が次のとおり改正されました。

#### 【改正後】

0~3歳未満児……………1万円

3歳以上児

第1子および第2子……………5000円

第3子以降……………1万円

#### 【改正前】

第1子および第2子……………5000円

第3子以降……………1万円

制度改正に伴う額改定請求などの手続きは不要です。

児童手当を受給されていない方へ 昨年度に、所得額が制限額を超え

たため手当の受給資格が消滅した方は、平成19年度の所得額が制限額を

超えていなければ、6月から手当を受給できます。5月末までに請求手

続きをしてください。

#### 【請求に必要なもの】

・保護者の健康保険被保険者証(国民健康保険の場合は不要)

・印鑑(本人申請の場合は不要)

・振込先の通帳(郵便局以外で申請者本人名義のものに限る)

・他市町村から転入してきた方は、前住所地から所得証明書などを取り寄せていただく場合があります

#### 【手続き窓口】

・児童課(田原福祉センター内)

・市民生活課(赤羽根・渥美支所内)

・児童課(田原福祉センター内)

23局3513 FAX 23局3545

### 田原市遺児手当制度を改正

平成19年8月分の手当から所得制限を設けることになり、支払月も変更になります。詳しくは表のとおりです。

	改正前	改正後
所得制限	無	有 愛知県遺児手当と同額
支給月	7月(4~7月分) 11月(8~11月分) 3月(12~3月分)	4月(12~3月分) 8月(4~7月分) 12月(8~11月分)
所得状況届	無	8月に届出
遺児養育証明書	6月に届出	8月に届出
手当月額	児童1人5000円	児童1人5000円 支給停止となる方は経過措置として平成20年7月分までの期間、児童1人2500円を支給

児童課(田原福祉センター内)  
23局3513 FAX 23局3545